



日本ケミコングループ

# グリーン調達ガイドライン

— 第4.0版 —

制定：2005年07月01日

改定：2019年07月01日

施行：2019年07月01日

日本ケミコン株式会社

## はじめに

近年、全世界規模で地球環境保全への取り組みが進められております。社会の持続的な発展のためには避けて通れない課題であり、日本ケミコングループにおいても「環境と人にやさしい技術への貢献」を企業理念に、省エネルギー、リサイクル、生物多様性保全等の活動を継続して推進してまいりました。

また日に日に厳しくなっている製品含有化学物質に関する法規制等の要求に対しても、2003年「日本ケミコングループ規制化学物質解説書」発行を皮切りに、材料・部品の調達、製品の開発、製造、販売等、事業活動の全エリアで環境負荷低減の為の活動を行っております。

2007年には「日本ケミコン環境認定制度」をスタート、仕入先様の含有化学物質管理状況を確認させていただくことにより、サプライチェーンを通じた体制の構築を進めております。

これらの活動は、当社グループだけで達成できるものではなく、仕入先様を含むサプライチェーンでのご協力によって成し遂げられるものであり、仕入先様各位のこれまでの多大なるご協力に感謝申し上げます。

さて 2009 年に当社グループのグリーン調達ガイドラインを改定して以降、法規制や顧客要求は「変化」しており、それらを踏まえ当社グループのグリーン調達ガイドラインを改定いたします。この度の改定では、化学物質リストの見直しを行うとともに、地球環境保全活動（温室効果ガス削減、生物多様性保全等）への取り組みに関するお願いも追加いたしました。また環境認定制度に関連して、企業の社会的責任(CSR)、事業継続計画(BCP)、災害リスク削減(DRR)、気候変動適応(CCA)などについての対応状況を調査してまいります。

仕入先様、またサプライチェーンを通じたグリーン調達活動の推進により、「より環境にやさしく、お客様に安心してご利用いただける製品」の開発、生産、上市を目指してまいりたいと考えております。

趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

日本ケミコン株式会社  
資材部／環境部

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1. グリーン調達ガイドラインの位置付け | 2   |
| 2. 用語の定義             | 3～4 |
| 3. グリーン調達ガイドラインの運用   | 5～7 |
| 4. 環境保全活動への取り組みのお願い  | 8   |
| 5. 日本ケミコン環境認定制度について  | 8   |
| 6. 日本ケミコングループ事業所一覧   | 8   |
| 7. 改定履歴              | 9   |

## 1. グリーン調達ガイドラインの位置付け

### (1) 目的

グリーン調達活動を円滑に推進するために、含有を禁止する物質及び含有の把握が必要な物質を明確に定め、仕入先様に周知し、法令順守及び環境負荷低減を図ることを目的とする。

### (2) 適用範囲

日本ケミコングループ（以下、当社）が調達する材料、部品、包装材、副資材（以下 調達品）、ならびにこれら調達品を供給頂く仕入先様に適用する。

日本ケミコングループとは、日本ケミコン株式会社及びその国内、海外全ての関係会社（第6項に明示）を指す。

### (3) 秘密保持

ご提出頂いた調査票やその他の資料は、公的機関または当社の納入先からの要求があった場合、仕入先様が特定できないことなどを配慮のうえ開示する場合があります。

仕入先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令やその他の規範を順守します。

### (4) 本ガイドライン改定時の対応

国内外の各種法規制、社会的要求等の変化により、本ガイドラインを改定することがあります。改定時には、当社HPに掲載すると同時に、メール等によりご連絡します。改定により、調達品が本ガイドライン内容を満足しなくなったときは、速やかに当社調達窓口にご連絡をお願いします。

### (5) 本ガイドラインに関する問い合わせ先

日本ケミコン株式会社

資材部

TEL: 03-5436-7630

FAX: 03-5436-7719

環境部

TEL: 03-5436-7633

FAX: 03-5436-7596

## 2.用語の定義

### (1) 規制化学物質

調達品において、含有の禁止や把握が必要と判断した化学物質をいいます。

#### 1) 禁止物質

規制化学物質のうち、調達品への含有を禁止する化学物質。意図的な使用を禁止し、当社が閾値を定めている場合は、不純物を含めた含有濃度が当社閾値未満であること。

#### 2) 要通知物質

当社内で制限している、含有情報の把握が必要な化学物質。

#### 3) SVHC

REACH 規則に基づき、ECHA (欧州化学品庁) が公表している、以下の物質。

- ・ 認可対象物質 (付属書 XIV に記載された化学物質)
- ・ 認可対象候補物質

#### 4) Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)

GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)は各国自動車関連メーカーにより結成されたグループの総意で作成された環境負荷物質の情報交換のための共通物質リストであり、物質は以下に分類される。

P : すべての用途において禁止

D / P : 使用目的によっては禁止、その他については申告が要求される

D : 申告が要求される

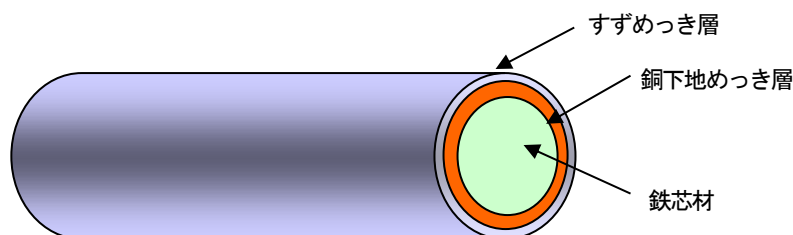
### (2) 均質素材

機械的に (切断、粉砕、破碎、研磨、溶解等を含む) 分離できない、全体的に均一で一様な材料、構成成分をいう。

#### 均質素材の考え方 (事例)

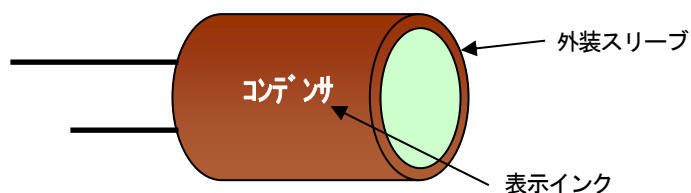
「均質素材」についての考え方について、幾つかの事例を紹介します。

##### ① リード線の場合



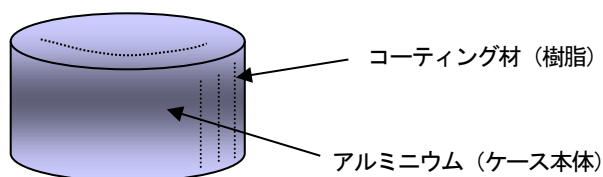
この事例では、「すずめっき層」、「銅下地めっき層」、「鉄芯材」の3つの均質素材から構成されています。

## ②外装スリーブの場合



この事例では、「外装スリーブ」、「表示インク」の2つの均質素材から構成されています。なお、インクは、色が異なる場合は、別の均質素材となります。

## ③コーティングアルミケースの場合



この事例では、「ケース本体 (アルミニウム)」、「コーティング材 (樹脂)」の2つの均質素材から構成されています。

## (3) 閾値

調達品の均質素材の部位に含まれる最大許容濃度。

## (4) 含有

調達品中に化学物質が含まれること。

### 1) 意図的使用

調達品において機能目的で特定の化学物質を添加し、含有すること。

### 2) 不純物

天然素材中に含有し、工業用材料として製造過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質。  
(製造工程で使用され、調達品に残留又は付着したものを含む)

## (5) プラスチック

汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、インク、塗料、接着剤等、高分子を含むもの。

## (6) 包装材

当社製品 (材料、半製品を含む) の輸送や保護に用いるもの。

## (7) 副資材

製造工程内で使用する機械油、洗浄液、事務消耗品等。

### 3. グリーン調達ガイドラインの運用

#### (1) 目的

調達品の含有化学物質把握と、本ガイドラインへの適合確認を目的とする。

#### (2) 適用範囲

当社の調達品に適用する。(支給品は除く)

##### ① 材料

薬品、金属材料、樹脂ポリマー、インク、はんだ材料、バインダー、ペースト、接着剤、テープ、紙、ゴム等

##### ② 部品

機構部品（機械成型部品、ねじ等）、電子部品（プリント基板、デバイス等）、ユニット、モジュール、組立部品等

##### ③ 包装材

当社製品（材料、半製品を含む）の出荷に用いる包装材。

具体例：段ボール、トライウォール、テープ、結束バンド、袋、キャリアテープ、シート、トレイ、リール、緩衝材、ラベル、インク、塗料等

##### ④ 副資材

当社が個々に指定します。

##### ⑤ その他購入品

「その他購入品」とは、仕入先様が当社に販売、納入する上記①～④以外の物品の内、当社が本ガイドラインの適用を指定した物品又は仕入先様が本ガイドラインの適用を表明した物品をいう。

(例) 治具・工具類、事務用品、金型、設備等で当社が指定した物品

#### (3) ご提出頂く資料

| 提出書類                     | 取引開始時 | 新規認定時   |                | 4M変更時        |                |      |   |
|--------------------------|-------|---|----------------|--------------|----------------|------|---|
|                          |       | 新規納入品   | 既存納入品<br>サイズ追加 | 材料変更<br>組成変更 | 工程変更<br>組成変化無し | 工場追加 |   |
| 1 非含有証明書                 | ※1    | ○   | ○              | △            | ○              | △    | △ |
| 2 要通知物質報告書               | ※2    | ○   | ○              | △            | ○              | △    | △ |
| 3 分析データ                  | ※3    | ○   | ○              | △            | ○              | △    | △ |
| 4 成分表                    | ※4    | ○   | ○              | △            | ○              | △    | △ |
| 5 グリーンサプライヤー<br>認定用監査シート | —     | ○   | △              | ×            | ×              | ×    | ○ |
| 6 環境管理体制調査票              | 様式A   | 従来から運用しています「環境管理体制調査票(CEM-3555)」につきましては、当社の関係各社から要請がある場合のみ、提出をお願いします。 |                |              |                |      |   |

○：必須書類      △：条件付で必要となる書類（当社より個々に依頼）      ×：提出の必要なし

各提出書類の最新様式は、当社ホームページに掲載しています。

日本語版：<http://www.chemi-con.co.jp/env/green2.html>

英語版：<http://www.chemi-con.co.jp/e/env/green2.html>

中国語版：<http://www.chemi-con.co.jp/c/env/green2.html>

『CSR』⇒『グリーン調達/購入』⇒『グリーン調達関連資料』

#### ※1 非含有証明書について

当社の調達品について、様式1の証明書を提出してください。

対象物質、主な法令または工業基準、対象、閾値、使用例、除外用途については、別冊「日本ケミコングループ規制対象化学物質一覧」をご確認ください。

なお、当社が禁止物質の含有あるいは使用を要求している調達品については、その物質を適用除外とし、それ以外の禁止物質についての証明書発行をお願いします。

#### ※2 要通知物質報告書について

「日本ケミコングループ規制対象化学物質一覧」に記載されている物質の含有有無に関わらず、様式2を提出してください。

当社ガイドラインの改訂や、新たな含有情報に基づき、規制物質の含有を把握した場合（及び当社が要求する場合）は、再提出をお願いします。

#### ※3 分析データは、以下要領にて準備をお願いします。

##### 1) 分析機関

ISO/IEC17025 認定の第三者機関を推奨します。

##### 2) 分析データ

IEC62321、EN62321 準拠の高精度分析データ（均質素材毎）

##### 3) 対象物質

調達品が金属の場合：Cd、Pb、Hg、CrVI の4物質群

その他調達品<sup>\*</sup>：Cd、Pb、Hg、CrVI、PBB、PBDE、DEHP、DBP、BBP、DIBP の10物質群

<sup>\*</sup>調達品が分離できない、金属と樹脂の混合物の場合は、「その他調達品」とする

##### 4) 必要な記載事項

- a. 測定対象（調達品の物品名、品番等）
- b. 処理方法（完全溶解したことが記載されていること）
- c. 測定方法（測定法名、または公定法名）
- d. 測定機関名称、測定者名、測定責任者名、測定日
- e. 測定結果（定量下限値が明記されていること）
- f. 測定フローチャート

##### 5) ハロゲン

当社顧客要求により、ハロゲン（Cl、Br）の分析データ提出をお願いする場合があります。

- ※4 「成分表」のフォーマットは、chemSHERPA、IMDS、SDS (MSDS)を推奨します。  
(当社顧客要求により、追加資料の提出をお願いする場合があります)

|   | ツール名               | 概略  |
|---|--------------------|---|
| 1 | chemSHERPA         | 経済産業省主導で開発された、成形品の含有化学物質の成分情報、遵法判断情報を伝達するためのツールです。<br>以下 URL からツールを入手できます。(和英中版あり)<br><a href="https://chemsherpa.net/">https://chemsherpa.net/</a> |
| 2 | IMDS <sup>※5</sup> | ドイツ自動車工業会主導で開発された、Web 上で製品含有化学物質が回答できるシステム。非開示物質は、均質素材毎に 10%までしか認められない。<br><a href="http://www.mdssystem.com/">http://www.mdssystem.com/</a>        |
| 3 | SDS (MSDS)         | SDS 発行対象納入品については、提出を必須とする   |

なお、以下のような業界標準ツールや、自社フォーマットでの提出も可とします。

|   | フォーマット/ツール名                          | 概略   |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | JAMA/JAPIA<br>統一データシート <sup>※6</sup> | 日本自動車工業会、自動車部品工業会が開発した、IMDS 様式データをエクセルで作成するツール。<br><a href="https://www.japia.or.jp/work/kankyoudatasheet/">https://www.japia.or.jp/work/kankyoudatasheet/</a> |
| 2 | CAMDS <sup>※5</sup>                  | 中国版 IMDS。中国に拠点を持つ自動車メーカーが車両認定を受ける際に、データ入力が必要化。<br>入力は中文/英語。<br><a href="http://www.camds.org.cn/camds_en/">http://www.camds.org.cn/camds_en/</a>               |

<sup>※5</sup> データ入力後、当社へ送信いただくためには、当社の IMDS/CAMDS 企業 ID が必要です。当社調達窓口へお問合せください。

<sup>※6</sup> JAMA/JAPIA 統一データシートを利用する場合は、パスワードが必要です。パスワードが必要な場合は、当社調達窓口へお問合せください。

#### (4) 納品書への非含有表示について

当社の調達品に禁止物質が含有されていないことを示すため、納入に付随して提出する書類（納入書、試験成績書等）に『本納入品に、貴社の定める禁止物質は含有していません。』またはこれに準じた同義の表記をお願いします。



## 4. 環境保全活動への取り組みのお願い

当社は、地球環境保全を目的とした、様々な活動に取り組んでいます。趣旨をご理解いただき、以下に示すような活動の推進、活動内容等に関する調査に、ご協力をお願いします。

- ・ 環境マネジメントシステムの構築、維持
- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 資源の有効利用（3R等）の推進、廃棄物の削減
- ・ 包装材の簡素化、リユース推進
- ・ 温室効果ガス（GHG）の削減
- ・ 生物多様性保全活動への参画
- ・ 気候変動リスクへの対応
- ・ 水資源保全の推進
- ・ アイドリングストップ

## 5. 日本ケミコン環境認定制度について

当社では、「日本ケミコン環境認定制度」を2007年4月1日より開始し、全ての仕入先様（一次仕入先様より上流のメーカー様を含む）に対して、製品含有化学物質管理体制の確認を実施しています。自己評価シートの提出、実地監査へのご協力をお願いします。

## 6. 日本ケミコングループ事業所一覧

本ガイドラインを適用する、当社事業所一覧を、以下に記します。

| 日本国内事業所         | 海外事業所                          |
|-----------------|--------------------------------|
| 日本ケミコン(株) 高萩工場  | 貴弥功(無錫)有限公司                    |
| 日本ケミコン(株) 新潟工場  | 東莞佳得鋁箔製造有限公司                   |
| ケミコン岩手(株)       | 台湾佳美工股份有限公司                    |
| ケミコン宮城(株)       | CHEMI-CON (MALAYSIA) SDN. BHD. |
| ケミコン福島(株) 福島工場  | P.T.INDONESIA CHEMI-CON        |
| ケミコン福島(株) 喜多方工場 | UNITED CHEMI-CON, INC.         |
| ケミコン山形(株) 長井工場  | CHEMI-CON MATERIALS CORP.      |
| ケミコン山形(株) 米沢工場  |                                |
| ケミコン長岡(株)       |                                |

## 7. 改定履歴

| No. | 改定内容   | 制改定日       | 版数  |
|-----|--|------------|-----|
| 1   | 制定   | 2005年7月1日  | 05A |
| 2   | (1) 全般的に構成・表現、用語の見直しを実施<br>(2) 製品含有化学物質管理基準の見直し<br>管理物質、農薬、殺虫剤 等を削除<br>P F O S等の新規規制物質の追加<br>(3) 付属書C(2008/12/1 発行済)の合体  | 2009年10月1日 | 09A |
| 3   | (1) 全面改訂<br>(2) 対象化学物質リストを分離し、新たに「日本ケミコングループ規制対象物質一覧」を制定   | 2018年4月1日  | 18A |
| 3.1 | (1) SDS欄に追記。<br>(2) 日本ケミコングループ規制対象化学物質一覧<br>誤記訂正、対象法規制一覧および改訂履歴を追記   | 2018年9月28日 | 18B |
| 4.0 | (1) JAMP AIS シート, MSDS plus を削除<br>(2) 「日本ケミコングループ規制対象化学物質一覧」<br>を改定<br>禁止物質 DEHP, DBP, BBP, DIBP の閾値を変更<br>PFOA, TECP, TCPP, TDCPP を禁止物質に追加<br>(3) (2)の変更内容を「製品中の化学物質に関する非含有証明書」に反映 | 2019年7月1日  | 19A |